

紀美野町第4回定例会会議録

令和3年12月14日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和3年12月14日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第118号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 2 議案第104号 紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について
- 第 3 議案第108号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第109号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第110号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第111号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第113号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第117号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 9 議案第114号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第10 議案第115号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
2 番	廣 瀬 隆 一 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君

6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
副町長	細峪康則君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長	東浦功三君
税務課長	坂昌美君
保健福祉課長	森谷善彦君
産業課長	吉見將人君
建設課長	米田和弘君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	太田具文君
水道課長	長生正信君
まちづくり課長	湯上増巳君
美里支所長	(湯上増巳)君
代表監査委員	菊本邦夫君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君

事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

本日、執行部から議案第118号が提出され、本会議前の議会運営委員会で調査いただいた結果、本日の日程に追加し、本日は説明のみとして、16日予定の本会議において審議、採決を行うことになりましたので、報告し、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第118号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第118号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

説明を求めます。

総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） おはようございます。

それでは、本日12月14日に提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。

議案第118号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度紀美野町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,768万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年12月14日提出 紀美野町長 小川裕康
予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。お配りしてございます補正

予算説明資料も、併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金648万6,000円の増額補正で、基金を取り崩して繰り入れてございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費97万7,000円の増額補正で、これにつきましては超過勤務手当等請求控訴事件の控訴審判決が下されたことによる損害賠償金でございます。

内訳といたしまして、判決認容額で52万7,499円、遅延損害金で44万754円、訴訟費用で8,100円を計上してございます。

9款教育費、5項2目体育施設管理運営費550万9,000円の増額補正で、スポーツ公園排水施設改修工事測量設計業務委託料でございます。スポーツ公園の北西側の遊歩道の地中を横断している排水管が損傷したため、改修工事を行うための測量設計業務委託料を計上するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加する事業は、9款教育費、5項保健体育費、事業名はスポーツ公園排水施設改修事業で、繰り越す事業費は550万9,000円でございます。

なお、先ほどのスポーツ公園排水施設改修事業の詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 引き続き、9款5項2目体育施設管理運営費の委託料、スポーツ公園排水施設改修工事測量設計業務委託料について説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただいておりますA3判の縦長、スポーツ公園排水施設改修事業の資料を御覧ください。

スポーツ公園多目的運動広場の北西側の遊歩道、資料ではスポーツ公園全景写真のA

の地点になります。その遊歩道付近において、本年6月4日に、幅約1メートルの陥没を発見いたしました。そのときの様子が、資料中段のAの左側、左端の6月4日と書かれている写真となります。遊歩道の通行止めを行うとともに、すぐに陥没場所を土砂で埋め、応急的に復旧を行いました。そのときの写真が、資料中段の中央の6月4日と書かれている写真となります。しかしながら再び沈下が起こり、7月にももう一度土砂を入れる対策を行いました。

その後は、陥没箇所の沈下は抑えられたように見えていましたが、今度は陥没箇所近くのフェンスの基礎部分が徐々に下がってきたことを確認したため、10月に入り、原因の特定と復旧方法の検討のため、現場周辺の確認を業者をお願いいたしました。その結果、資料のスポーツ公園全景写真のBの位置になります陥没箇所の東側近くの多目的運動広場内に、雨水などを処理するための会所があり、その会所から陥没箇所に向け、西側方向に地中の深さ、推定ですが、約5メートルのところに排水管が走り、その排水管内を目視の範囲で確認してもらったところ、その鉄製の排水管の底が腐食により水漏れが発生している上、陥没が発生した付近の地中のある排水管が折れ曲がっているように見えることが確認できました。

その後、排水管の改修方法について業者に相談し、現場付近を何度も確認してもらいましたが、多目的運動広場内にある雨水などを処理するための会所が深さ約3.5メートルあり、そこから西側に出ている排水管の位置が、地中約5メートルの深さにあると推測されるため、排水管の交換を行うにもかなりの深さの掘削が必要となることが予想されました。

そのため、防球ネットの一時的な撤去に始まり、会所のすぐ近くにある、その防球ネットを支えるコンクリート柱の転倒防止のための土留めや、仮の排水設備の設置など、附帯する工事也多岐にわたることから、今回資料のBの地点から西のDの地点までの約70メートル間の測量、調査、設計を行うため、測量設計業務委託料としまして、550万9,000円の予算を計上させていただくものでございます。

また、測量調査設計に要する期間が、少なくとも3か月間が見込まれるため、併せて繰越明許費の補正を行うものでございます。

以上で、議案第118号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（教育次長 曲里充司君 降壇）

◎日程第2 議案第104号 紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和
に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第104号、紀美野町再生可能エネルギー
発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。それでは若干お聞きしていきたい
と思います。

この条例については、多くの皆さん方が、早くつくっていただきたいと、そういうふ
うなことで要望がされておったもので、それに対応していただいたことに対しては感謝
を申し上げたいと思います。

そこで、この2ページにございますけれども、第3条の（2）ですね。太陽光につい
ては50キロワット未満ということでございますけれども、風力の発電出力7,500
キロワットと。これについては、1基については紀美野町でも問題になった風力発電施
設が、1基が4,300キロワットということから、これ確認ですけれども、この7,5
00キロワットというのがどういうものであるのかを聞きたいと思います。

それから、第7条、3ページですけれども、その3ページの第7条で土地所有者等の
責務というのがございます。これについては所有者ですから、これは要するに業者であ
るのか、あるいは、例えば買って、買収してやる業者もあれば、借りて事業をする業者
もあるかというふうに思うんですけれども、こういう場合にはその辺のところ、どうな
ってくるのかお聞きしたいと思います。

それから、一番この関心ごとというのは、この業者が問題があるというふうに、例え
ば指導、助言とかそういうものもございまして、勧告というのもございまして、
でも、それに対して、要するに言うことを聞かないと。そういうことの場合のペナルテ
ィというんですか、そののところについてはどのように becoming くるのか。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君）

おはようございます。

私のほうから、美濃議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、第3条の第2号、風力発電の発電出力が7,500キロワット未満のものとするしたことについてですが、国の環境影響評価法によりますと、環境アセス手続が必要な発電出力の大きさというのは、第一種事業で、現時点では1万キロワット以上、これが大規模発電ということで、必ず環境アセス手続をしなければならないという要件になっております。

さらに、第二種事業、これが現時点で7,500キロワット以上1万キロワット未満の風力発電について、第一種事業に準ずる規模ということで、アセス手続を必要とするかどうかというのは、国の審議会のほうで個別に判断をするということになっております。

それで、和歌山県の環境影響評価条例によりましては、この第二種事業でアセス手続を必要としないとされたものについて、和歌山県条例では7,500キロワット以上のものについてそれを拾い上げ、そして和歌山県の条例において、環境影響評価手続をしなければならないということになっております。

ですので7,500キロワット以上のものにつきましては、県及び国のほうへ手続等、規制がございます。ですが7,500キロワット未満につきましては、何もそういう環境影響評価という、環境に関しては何も規制がございませんでした。ですので、町の条例において7,500キロワット未満について対象としたものでございます。

2点目の、7条、土地所有者等の責務についてなんですが、議員おっしゃるとおり買上げの場合もございますし、賃貸、借上げでもございます。借上げの場合だったとしても、この7条につきましては、その借り上げた者、事業者ですね、及び地権者につきましても、こういう事業をするに当たって、環境について自覚といいますか、意識を持っていたきたいということで、この第7条、土地所有者等の責務というものを入れさせていただいたという経緯がございます。

土地所有者で、事業者に貸し出したといたしましても、それで事業者がやっていることなので知りませんよっていうふうなことにはならないように、土地所有者、それから事業者につきましても、いろんなトラブル等があった場合は真摯に対応していただきたい、そういうことでこの条項を入れたものでございます。

それから、第3点の事業者の問題があった場合のペナルティというところですが、こ

れにつきましては、業者のほうではまず第一段階として、指導、助言というところがございます。指導、助言及びこの条例に従っていただけないような事業者であった場合は、この５ページ第１８条において、町はその事業者に対して勧告をすることができるという条項となっております。

さらに、勧告に対して従っていただけない場合、その場合はこの第１９条において、この事業者のこの実態といいますか、従っていただけないというこの状態を公表することプラス、それに関して同様に、国及び県にこの情報を提供することができると、そういうような条項を定めております。これによって、ひどい場合はＦＩＴ認定の取消しになる可能性もございます。

こういうペナルティといいますか、こういう条項も備えることによって、地域に調和した再生可能エネルギーの発電を推進するものでございます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） ありがとうございます。

２ページですね、先ほどその７，５００キロワットについての細かい説明をいただいたんですけども、あとその７，５００キロワットについての私の質疑は、要するに一つの発電機が、もう相当大きくなってきているんですけども、この紀美野町に計画があったものでも４，３００キロワットと、そういうものですから、この７，５００キロワットっていうのは何を指しているのか、それをもう一度願いたいと思います。

それから、５ページのところでございました、その勧告等もあって、それに従わない者についてはその旨を公表すると、ＦＩＴの取消しもあるということでございますけれども、ＦＩＴの取消しはそれなりに大きな、業者にとっては怖いものであると、そういうことになるわけでございますけれども、その公表というのはどういうふうな形でやられるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

まず１点、風力発電７，５００キロワットの規模がどんなものを対象にしているかというところだと思いますが、それにつきましては、確かに前回紀美野町で計画されたものにつきましては、１基当たり４，５００キロワットという大規模なものでございまし

た。

ですが標準といたしまして、大体汎用といいますか、よく造られるものにつしましては、1基当たり1,000キロワットから2,000キロワットのものが多いと聞いております。この場合につしましては、タワーの高さ大体60メートルから80メートルで、プロペラ径が60メートルから最大で90メートルぐらいが、その規模だということでございます。ですので7,500キロワットでございますと、2,000キロワットのもので大体4基ぐらいを、4基から8基ぐらいまでの間のものを想定してやっております。

それと公表の方法なんですけど、これはまた規則のほうで定める予定にはしておりますが、現時点で、町ホームページにおいて広く公表できるような、そんな形を想定しております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するに、7,500キロワットっていうのは1基7,500キロワットと。答弁してください。1基じゃなくて1群っていうんですか、1個の。待ってくださいね。そういうものではなくて、1基が7,500キロワット以下のものを言うてるというふうに理解したらいいのか、その辺のところをもう一度確認取りたいと思います。

それから、いろいろとペナルティについてもホームページでとか、考えてくれているようなんですけれども、あと先ほどのその土地の所有者の方にも自覚を持っていただくと、そういうふうなこともこの条例でなっているんですけれども、この条例自体の周知についてはどうであるのか。

やはり、これは本当に真面目に、と言ったらみんな真面目やって言うんでしょうけれど、自然エネルギーをやろうという方々が、本当に自然のためにこうやっていくんだというふうなことである方もあるんでしょうけれども、中にはやっぱりもうけ本位で来られている方がいるかというふうに思います。

住民の方々に対する配慮も考えずに、要はもうけたらいいんだと、これをどう抑えるかということが基本にあると思うんですけれども、そういうふうな方に対して、やはり抑止的な意味合いの条例ということになるかというふうに思うんですけれども、ですからこの条例がどういうふうに周知して、多くの方々に知ってもらおうかということが必要かと思うんですね。普通ならばこの例規集に載って、それなりの告知ということもある

んでしょうけれども、より多くの方々に知ってもらふ周知ということについては考える必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） まず1点目、私の説明が不十分であったのかと思いますが、この7,500キロワットというのは1基当たり7,500キロワット未満、そういう意味ではございません。一つの事業として7,500キロワット未満ということでございます。

それから公表の方法につきましては、先ほどからも申し上げてますとおり、この条例につきましては町民の皆様の協力、それから土地所有者の方にも関わることでございます。もちろん事業者にも広く周知しなければならないというところを勘案いたしまして、現時点では広報及びホームページにおいて周知をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第104号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第108号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、議案第108号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第108号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第108号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第109号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第4、議案第109号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) おはようございます。

これから質疑を行います。

議案書の23、24ページの両ページにわたって、新設ということで条例の改正案が載っています。

知りたいことは、この条例がそのまま可決された場合に、納税義務者にとってよくなるのか、極端に言えばよくなるのか、変わらないのか、悪くなるのかという、その点だけを知りたいので、この点についての説明を求めます。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

（税務課長 坂 昌美君 登壇）

○税務課長（坂 昌美君） おはようございます。

それでは、ただいまの田代議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改正は、国民健康保険に加入する世帯の、小学校入学前の子供の均等割保険税を半額にする改正ですので、国保加入世帯にとりましては、保険税の負担が現行の半額になるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

例えば7割軽減の世帯で申し上げますと、残りの3割の半分の1.5割を減額することとなり、全体で8.5割が軽減されるということになります。医療分の1万9,550円と、後期高齢者支援金分の5,950円の合計2万5,500円が減額となって、その世帯の未就学児1人当たりの現行の半額の4,500円、現行で言いますと9,000円の負担が4,500円になるという改正でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

（税務課長 坂 昌美君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代君。

○6番（田代哲郎君） この条例をずっと読んでいってもかなり理解しにくかったので質疑に及んだんですが、要するに、よくなると。平たく言えばよくなるよということであったと思いますので、そのように理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、坂君。

○税務課長（坂 昌美君） そのように思っていて大丈夫です。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第109号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１０９号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第１１０号　紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　日程第５、議案第１１０号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで質疑を終わります。

これから議案第１１０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　これで討論を終わります。

これから議案第１１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第１１１号　紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　日程第６、議案第１１１号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番　美濃良和君　登壇）

○11番（美濃良和君） この件については十分に調査等をされて、こういうふう
に改定ということになってきたかというふう思うんですけども、ちなみにさきの説明
でも細野、私、ちょっとメモが正しくないんですけども、等を挙げて、この料金改
定がまだそんなにも大きなものではないんだというふうなことであったかというふう
に思います。

基本的に、もう一回その辺のところについての説明と、もう一点が、困るのが中には
ですね、キャンプをしてもらうのはいいんですけども、その後の対策というんですか、
ごみを放って帰られたとか、そういうふうなところもあるというふうに聞きます。その
辺のところについても含めて検討されてきているのかどうか、その辺のところについて、
その分のコストというか経費ですね、考えられてきているのかということについてもお
聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

（産業課長 吉見將人君 登壇）

○産業課長（吉見將人君） それでは美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。
す。

料金につきましては、最初の説明のときに10か所についての平均料金であったり、
そういったことを説明させていただきました。それで10か所における平均の金額とい
うのは5,860円でございます。そのうち、実はその紀美野町が料金が安いという
のがございまして、残りの8か所の料金を算定しますと、6,222円という料金でござ
います。

また紀南のほうの大島のほうでは、ハイシーズン、トップシーズンになりますと1泊、
大人2人、子供2人で1万9,800円というふうな料金も取ってございますが、それ
でも満室というふうな状態でございます。トップシーズンだけの話なんですけれども、
ということでございます。

また近隣でいきますと、細野の溪流キャンプ場が、大人2人、子供2人で6,580
円、それから紀州加太オートキャンプ場で5,780円となつてございまして、これら
を相対的に参考にいたしまして、6,600円を上限として今回設定させていただいて
ございます。

それから、その後の対策についてでございますが、消し炭とかが放置されたりとか、

それから中にはひどい方で、石油ストーブをそのまま放っていかれたりとか、パソコンのモニターを放っていったりとか、様々なごみの対策がございます。これにつきましては、随時、大きなものでありましたら産業課、また住民課の協力を得まして回収しに行ったりしてございます。日々のごみに関しましては、大草原保存会の方々が毎日掃除していただいているというような状態でございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第111号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第113号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第7、議案第113号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) それでは第4号について質疑を行います。

説明書で行きますと、説明書の5ページ、企画費、報償費、謝礼等ということになっています。資料で言うと3ページですか。1,500万円ということで、3ページに、

ふるさと納税返礼品ということになっています。3,000円掛ける5,000件ということで、1,500万円の計上になっています。この件について、返礼品というのは、その品物は何をといるか、どういう品物で返礼したのか、その点について答弁を求めます。

続きまして説明書の6ページ、4款衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費ということで、補正の計上があります。その新型コロナウイルス感染症予防接種事業計画についての具体的な説明をお願いします。

それから説明書の8ページ、9款教育費、1項教育総務費で、3目教育諸費、17節備品購入費ということで、施設用備品28万4,000円が計上されています。資料で言うと9ページに、施設用備品、FM式補聴器ということになっております。28万3,800円、これは1台当たりの購入費なのか、その辺のことについての説明と、対象児童は何人になるのか、その辺についての説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税の返礼品の種類についてはということでもありますけれども、現在返礼品の種類につきましては、全体で304品登録がございます。そのうち町内事業者さんの登録は117品目ございまして、ふるさと納税の人気の返礼品でいきますと、全体でいくと桃、やっぱりかんきつ類ですね、梅干し等、それから町内の産品でいきますとやはり柿、梅、それからハッサク、中には生山椒であったりとかジェラートというような品がございます。

以上、よろしくお願いします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 予算に関する説明書の6ページ、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費の具体的な内容について説明させていただきます。

諸外国において、コロナワクチンを2回接種した場合においても、接種後の時間の経

過とともにワクチンの有効性や免疫が低下することが報告されていることから、国においても追加接種、3回目接種を実施するという方針が示されました。そのことを受けて、本町でも3回目接種を実施するに当たり、予算計上させてもらったところでございます。

対象者については、コロナワクチン接種2回目接種からおおむね8か月以上経過する方を対象に、1回の追加接種、3回目の接種をするものでございます。

具体的なスケジュールといたしまして、先行接種で接種された医療従事者については、令和3年の12月から医療機関のほうで接種、また高齢者とか基礎疾患のある方については、令和4年の2月から医療機関、それから集団接種のほうで実施したいと考えております。なお、64歳以下の方については、令和4年の7月ぐらいから接種できるかと考えております。

使用するワクチンについては、現在はファイザー社のワクチンが薬事承認されておりますので、それで当面はファイザーのワクチンということになるんですが、今後モデルナ社についても、薬事の承認審査中でございます。薬事承認されれば市町村での接種が可能ということになりますので、ファイザー、それからモデルナを今後使用しての接種になることと考えております。

以上、ワクチン接種の概要について説明しました。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 田代議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

説明書の8ページの、9款1項3目教育諸費の、備品購入費28万4,000円でございます。

現在、補聴器を使用されております園児の方が、来年4月に小学校の入学を予定されております。授業中の先生の音声を聞きやすくするために、今年度中にFM式の補聴器を準備するものでございます。

1台かという御質疑でしたが、送信機、受信機、受信機は2台になるんですが、送信機は1台で、それで1セットということでございます。

対象児童につきましては、1名となります。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代君。

○6 番 (田代哲郎君) 衛生費のいわゆるコロナワクチンの接種事業について、説明資料の 5 ページに、それぞれのスタッフの必要人員と費用が載っています。医師 2 人で 15 回とか、医師待機料とかも載っています。看護師、1 万円掛ける 10 人掛ける 15 回ということで、150 万円という計上をされていますけれども、看護師の確保というのはどのようにされるのか、この辺についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 看護師の確保については、看護協会を通じて依頼させていただいて、確保に努めているところでございます。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

○議長 (伊都堅仁君) 11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) この歳入の部分で、ここの歳出から見てまして、この和歌山のこれがありましたよね。補充でしたか。これは説明資料の 3 ページですね、2 款の 1 項 11 目、防災諸費の中のこの需用費で、給水袋が 4,000 枚と。これ当初の説明で、和歌山の水管橋の落下によって、それにこの紀美野町からも応援に行ったと、そういうことは非常に結構なことなんですけれども、これについては諸収入で 150 万ですか。これはその費用で、もう全てであると、そういうふうに、あとは紀美野町でというふうな、金額としては僅かなことになるわけですが、そういうようなことで考えておられるわけですか。

それから、戻って 1 ページの、ふるさとまちづくり応援寄附金で 5,000 万と。これについては。

○議長 (伊都堅仁君) 美濃君、ページ数、ちゃんとね。

11 番、美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) すみません、1 ページです。説明資料の 1 ページです。

ふるさとまちづくり応援寄附金、18 款ですね。これについては、この間大分増えてきているということでございますけれども、そういうふうな数字については妥当なものであるのかどうか、お聞きしときたいと思います。

それから先ほど来、3ページのところじゃなくて、すみません、5ページです。新型コロナウイルスについて、3回目ということで予算を組んでくれているわけですがけれども、これについては3回目、また4回というふうな話にもなっているわけですがけれども、この間に1回、2回と受けられなかった方もおられるのではないかと思います。うふうに心配するんですけれども、そういう方があった場合についてどうなってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長(中前貴康君) それでは私のほうから、美濃議員の御質疑に、1点目、予算説明書の3ページ、寄附金、1項寄附金、2目ふるさとまちづくり応援寄附金の5,000万円の補正について、その金額が妥当なものかどうかという見込みについてお答えさせていただきたいと思います。

昨年も令和2年度の実績で7,104万7,000円の寄附をしていただきまして、昨年度と同時期、9月末現在で今年を比較しますと、約1.23倍という形での寄附金を、現在していただいている状況でございます。また今後12月の末、年明けに向けてさらに増加が見込まれることから、5,000万円の補正につきましては妥当であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは私のほうから、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

予算に関する説明書の5ページ、併せて補正予算説明書の3ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、11目防災諸費、消耗品費で169万円の増額補正ということでございます。

これにつきましては、和歌山六十谷水管橋破損に伴う応急給水活動といたしまして支給いたしました給水袋補充のために、給水袋4,000枚購入とするものでございます。

これに対しまして雑入のほうで、応急給水活動求償金ということで、和歌山市のほうから150万7,000円の応急給水活動求償金をお受けして、それを財源にこの給水袋4,000枚を購入するというものでございます。差額につきましては、一般財源で補充していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 予算に関する説明書の6ページ、新型コロナウイルス感染症予防費で、1回目、2回目のワクチン接種を受けられなかった方についてはどのような対応をするのかという御質疑にお答えさせていただきます。

1回目、2回目の接種については、町内の方で88%以上の方が接種をしていただいております。ただ、12%の方が接種をされてないということで、引き続き、3回目の接種案内の時期にはなるんですけれども、1回目、2回目も今の時期、コロナワクチン対策室のほうに電話していただいたら、1回目、2回目も接種することは可能となりますので、国から供給されたワクチンを利用して接種していただきたいと思います。その案内については、広報等で引き続き周知させていただく予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) ちなみに、この予算説明資料の中の2ページ、3ページにございますけれども、この給水袋ですね。4,000枚を双方が、この基になっているわけでございますけれども、この金額の違いっていうのはどこから来ているんですか。それについてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、先ほどの5ページのコロナでございますけれども、12%の方について、またやっておきたいという方があればできるということなんですけれども、これも引き続き無料で接種ということになるのか、その辺も確認したいと思います。

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

○総務課長(坂 詳吾君) それでは私から、美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほどの給水袋なのですが、当町が今後買っていく給水袋につきましては、もちろん現時点での単価となります。ただし和歌山市のほうから求償金としていただくのは、その渡した4,000枚を買った当時の金額、その金額で求償してくれるということでもありますので、ちょっとその差額が生じるということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 新型コロナウイルスワクチンの1回目、2回目を受けていない方の接種についても、無料でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） こんなお互い困ったときに、あまりきついことも言いたくないんですけども、この4,000枚で和歌山市が買ったときの価格と言いましたか。その差額をもう一度願いたいのと、これについては、やはり和歌山市の責任というのは非常に大きいと思うんですよ、何といいましてもね。その辺の点から考えて、大きな金額ではないから紀美野町でというふうなことになるのかどうか。困ったときですからお互いということか、その辺のところについてもう一度説明願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

その差額につきましては、まず和歌山市からの求償金としていただくのは、当町がその当時買った単価でございますので、紀美野町が4,000枚を購入した時点での単価ということになりますので、それと現在買う単価の差があるということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 補正予算説明資料の5ページですね。新型コロナウイルス感染症予防接種事業費ということで、先ほど来保健福祉課長のほうから御説明がありましたが、基本的な対象は、2回目から8か月以上経過した人とすると。ただし1回目、2回目の方についても広報等による周知によって対象とするということでありましたが、この案内と、11節役務費、通信運搬費の中の接種案内用の郵便料ですね。こちらが6,200人というベースで計算されておりますが、これは2回目から8か月以上たった方

の数字ではないかというふうに推測しております。その辺りはっきり、ちょっと知りたいので、パーセンテージではなくて人数で、2回接種を終えた方、1回のみの方、未接種の方、それぞれ人数を教えてくださいたいと思います。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは桐山議員の御質疑にお答えします。

予算説明資料の5ページ、新型コロナウイルス感染症予防接種事業で、現在受けている方の人数についてまず報告させていただきます。

1回目については、ちょっと1週間ほど前のデータにはなるんですけれども、1回目は7,013人、それから2回目については6,975人、それから未接種の方については955人ということで把握しております。

接種案内については、6,200人ということで予算計上させていただいているところなんですけど、その差、2回接種の人は対象者が6,975人なんですけれども、案内については、若い方については来年度予算になりますので、3月までに発送する人数の分を計上させていただいているところがございますので、その差額が出るということになります。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 1番、桐山君。

○1番 (桐山尚己君) ただいまの保健福祉課長の御答弁によりますと、2回目接種を終えられた方は6,975名と、1週間前の状況ですね。1回接種のみで終わっている方は7,013人ということで、2回接種を終えられた方より若干多いわけですが、1回で終えられた方というのはどうしても1回しか打たれなかったのか。この辺りいろいろと理由はあると思うんですけども、その中の一つの理由としてはやはり副反応があって、2回目打つのがためられるという方もいらっしゃるんじゃないかと思います。この辺りの理由についてどのように分析されているかという点が1点。もう一点は。

○議長 (伊都堅仁君) 桐山君議員。その質疑は、ちょっと予算とは離れてくるので。

休憩します。

休 憩

(午前10時13分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前10時13分)

○議長（伊都堅仁君） 桐山議員。

○1番（桐山尚己君） この予算を議会、私、一議員として認定できるかどうかというところに関わってまいりますので、3回目の事業を行うかどうかというところに関わってきますので、ぜひ聞かせていただければと思います。

○議長（伊都堅仁君） 分かりました。

○1番（桐山尚己君） 1回目接種で終わっている方の理由ですね、それをどのように分析されているかということと、副反応の状況についてどのように把握されているのか、及び情報共有をされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 桐山議員の御質疑にお答えします。

1回目と2回目で、38人の方が2回目を接種せずに1回のみで終わっている方がいらっしゃいます。それについては、本人の希望はもちろんあるんですけども、副反応があったのでやめとこうかと、お医者さんと相談しながら接種を控えた方がいらっしゃいました。その方が約38名でございます。

現在、コロナワクチン接種によって副反応が起きた方については、町内で接種された方については40名いらっしゃいます。軽度、中度、それから重度、入院を要する方、それぞれあるんですけども、軽度の方、ちょっと痛みとかしびれとか、そういうような方については34名、中等度の症状、ちょっと点滴であるとか内服などの治療を要した人が4人ぐらい、それから入院を要する方については2名ということで、合計40名の方がいらっしゃいました。

その方については、もう回復ということで聞いておりますので、本当に重症ということについては把握しておりません。その辺りについても情報共有をどのようにするのかというところについては、過度に刺激を与えないまでも、情報としては発信していく必要がありますので、引き続き副反応についての提供をしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま保健福祉課長から、副反応の状況ですね、お伺いいたしました。

新型コロナワクチンについては、これまで中長期の安全確認がなされていないということで、私、議会内でもある意味警鐘を鳴らしてきたわけですが、専門家の方々も多く警鐘を鳴らしてられました。ただし、そういった情報がマスコミで流れることは少なく、インターネットの SNS 等でそういう情報が出されても、消されてしまうことがほとんどだということで、多くの国民の皆さんにそういう否定的な、ワクチンに対する否定的な見解というのが届いていないというのが、私の見解です。

つい最近、12月の5日の段階で、北海道の医師13名の方が、新型コロナウイルス対策の抜本的変更とコロナワクチン接種の即時中止を求めますというような声明を。

○議長（伊都堅仁君） 桐山議員、あんまり本文からずれないように。

○1 番（桐山尚己君） 簡潔に行きます。

出されて、その中で免疫力の低下であるとか、そういったことも指摘をされております。3回目のブースター接種については、例えばイスラエルであれば50歳以上、イギリスであれば50歳以上と医療従事者、そういう諸外国の状況も紹介されています。

日本国においては12歳以上ということで、私、理解をしているんですが、そういった諸外国と日本との対応の違いということも含めて、ワクチンを受ける、接種を受ける方に対しては、インフォームドコンセントですね、しっかりと情報提供をしていただいた上での同意と。これ、医療の原則だと思うんですが、そういったものを確保していただいて、しっかりと状況認識していただいて、最終的な判断をしていただけるようお願いしたいと思うんですけれども、その辺りの体制としてはどういうふうになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時20分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前 10 時 32 分)

○議長 (伊都堅仁君) 予算審議なので、予算の審議ということで質疑を願います。
先ほどの桐山議員の発言については、ちょっと予算審議の質疑の範囲を超えていますので、これからそういうことのないように、ひとつよろしく願います。
ほかに質疑ありませんか。

3 番、藤井基彰君。

(3 番 藤井基彰君 登壇)

○3 番 (藤井基彰君) それでは 1 点だけ、確認も含めて願います。

説明書の 5 ページ、9 目交通安全対策費、18 節負担金、補助及び交付金の中の防犯灯設置及び修理補助 450 万円。説明資料では 3 ページの中より少し下なんですけれども、3 万円掛ける 150 件という説明がされています。これで町内の、これ多分 LED の交換であろうと思うんですけれども、町内の防犯灯全部のうちのどれだけが変更されたのか、もしくは残っているとするならば、どれだけ残っているのか。

今回 150 件という数字なんですけれども、以前私の記憶では、副町長がまだ総務課長でおられるときに質問をしたような記憶があるんですけれども、予算面とかいろんな面でなかなか進まないというようなことをおっしゃったように記憶しているんですけれども、今回 150 件というこの数字はどういう形で出てきたのかということも含めて、よろしく願います。

(3 番 藤井基彰君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは藤井議員の御質疑にお答えをいたします。

予算に関する説明書の 5 ページ、併せて補正予算説明資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目交通安全対策費の 18 節負担金、補助及び交付金の防犯灯設置及び修理補助金 450 万円の増額補正ということでございます。

これにつきましては、地区防犯灯を電気料が安く明るい LED 電灯にするために、防犯灯設置及び修理補助金として 150 件分、1 件 3 万円の 150 件で 450 万円という予算を計上させていただいているところでございます。全体では、全部で今 579 件ございます。そのうち、もう実施済みが 79 件ございまして、今回、令和 3 年度で 150

件、令和４年度で残りの３５０件を、その地区の要望によって行っていく予定としてございます。

この１５０件につきましては、今年度、あと残り４か月ぐらいでありますので、その事業所とかそういうできる範囲を含めて約１５０件、今年度は１５０件が精いっぱいじゃないかなということで、１５０件の予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ３番、藤井君。

○３番（藤井基彰君） 最後、１つだけ確認です。今おっしゃったように、１５０件というのは設置業者の能力ということで、予算面ということではないということでしょうか。それだけお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の再質疑にお答えいたします。

業者ができる範囲ということで、この程度ではないかなということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ３番、藤井君。

○３番（藤井基彰君） では最後に、この１５０件、まだ残り３５０件あるようなんですけれども、この１５０件というのはどういう形で対応するのでしょうか。各地区からの希望を優先してするとか、どういう形でされる予定でしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 藤井議員の再々質疑にお答えいたします。

あくまでも地区からの要望でございますので、その要望に応じて行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

(1 番 桐山尚己君 登壇)

○1 番(桐山尚己君) では、一般会計補正予算に対する賛成討論を行います。

本補正予算案に含まれております新型コロナウイルス感染症予防接種事業費、合計で 698 万 5,000 円の計上がございます。この事業を行うに当たり、これまで 1 回目、2 回目の新型コロナワクチン予防接種事業を行ってこられた中で、副反応等様々な不安材料が出てきているというふうに認識しております。

その辺りを含めて、町が適切な情報提供を町民の方にしていただけるということを前提に、本案に賛成いたします。

以上です。

(1 番 桐山尚己君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 113 号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 40 分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 53 分)

◎日程第8 議案第117号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第8、議案第117号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第5号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 説明資料のほうで質疑させていただきます。

説明資料の2ページで、3款民生費、2項児童福祉費、子育て支援世帯臨時特別交付金事業ということになっています。一番下の負担金、補助及び交付金で、子育て世帯への臨時特別給付金ということで、3,950万円の計上になっています。5万円掛ける、中学生以下640人、高校生150人という。

お聞きしたいのは、これ今、国会で問題になっていまして、昨日、おとといくらいかな、盛んに予算委員会の中で、各自治体で全額現金給付したいという自治体が多いということで、政府としても、その件に関してはそうなった場合も交付金を出すよという答弁になってまして、ここでこれを議決してしまうと、もうそういうこととは縁がないということになるのかどうか。全額現金給付というのはできないということになるのかどうか、その辺だけ確認させてください。

（6番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、田代議員の御質疑にお答えします。

補正予算説明資料の2ページの、子育て世帯への臨時特別給付金、今回の予算計上については5万円なんですけど、13日の予算委員会のほうで首相が、自治体の判断で10万円の一括給付をすることも選択肢の一つとして加えたいという発言があったことから、町としてどのように考えているかというところなんですけど、もちろん町といたしましても、できるだけ速やかに子育て世帯、18歳以下のお子さんに給付金を給付したいと考えております。

国から具体的に通知、方針等が、発言があったんですが、通知は届いておりませんので、その辺り通知をもって判断したいと考えておりますので、一括で10万円支給するかどうかというところについては、その通知をもって判断させていただけたらと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） そしたら、もし国から通知があれば、半額、5 万円をクーポン券ではなしに、一括現金の支給を判断するということになるんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 国からの通知をもって判断したいところですが、それについては10 万円給付について、予算も5 万円の予算しか計上しておりませんので、その辺り5 万円の追加の部分の予算化を、議会の同意も得て、できるだけ早く対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 今現在のあれは、5 万円は現金であとの5 万円をクーポンでというのが、当初の国の方針だったんですが、今国会でそのように、それがだんだん変わってきていますので、また国からの通知があれば、紀美野町としても残り5 万円も現金で給付ということで考えたいという、そういうことで間違いないですね。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） お答えさせていただきます。

ただいま審議していただいております補正予算（第5 号）につきましては、12 月7 日に上程させていただいたものでありまして、その時点ではこれでっていうことでありました。議員言われるように、昨日の予算委員会で岸田総理が明言したとおり、一括現金、年内給付というふうに言われておりましたので、それはしっかり我々は受け止めております。

ただ、今課長が申しているのは、昨日の予算委員会で示されたものが、国から具体的にまだ来てないということなので、確認した上で残りの5 万円についても、ひょっとすれば追加でまたお願いしたいなというふうに考えているところでもありますので、そうならばまたよろしくお願ひしたいと思います。言われたように、10 万円一括現金ということを念頭に置いております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第１１４号 令和３年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第３号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第９、議案第１１４号、令和３年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 予算に関する説明書の１２ページをお願いします。

２款保険給付費、１項療養諸費ということで、１目一般被保険者療養給付費２,５０
０万円の補正です。負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者療養給付金２,
５００万円の給付です。

お聞きしたいのは、療養給付費の傾向と今後の見通しについて、担当課長はどうい
うふうに考えておられるのか、その点についてお聞かせください。

以上です。

（６番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

療養給付費の傾向、それから今後の見通しということで御質疑いただいているんですが、傾向なんです、徐々に被保者数が減少しているにもかかわらず、やっぱり医療の高度化、高額化で、ちょっと給付金自体が、被保者数の減少に伴って落ちてきているというわけではございません。

なので、今年度に限りましては、コロナにおいて前半部分ではまだコロナの影響がございましたので、受診控えもあったと思います。ですが本年度8月以降、コロナが落ち着いてきた辺りから、ちょっと手術等を控えておった方々が、8月辺りから手術等をまた始めるといいますか、行いだしたというところがあって、8月以降の医療費が今、かなり上がってきています。この傾向は、手術等のその高額なレセプトの部分については、波が、一旦それが済むと若干落ち着くのではないかと考えておるのですが、今後やはり医療の高度化、それから高額化に伴って、思うようにといいますか、被保者数の減少に比例して、それがどんどん下がっていくということにはならないのかなというふうに、見通しを立てております。

ですので、その中でも私どもで取り組んでいるのは、後発薬品の啓発であるとか、あと保健事業などによって、できるだけ日々の生活で健康にいていただけるように、そういうことに取り組んで医療費を下げていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

（住民課長 東浦功三君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第114号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１４号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第１１５号 令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１０、議案第１１５号、令和３年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

これから質疑を行います。

６番、田代哲郎君。

（６番 田代哲郎君 登壇）

○６番（田代哲郎君） 予算に関する説明書の１６ページをお願いします。

歳出の２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項も納付金です。１目も納付金になっています。補正額が３３８万５,０００円の減額補正となっています。この納付金が減額されるという理由について、どういうことなのか説明をお願いします。もちろん被保険者の数との関係もあると思うんですが、納付金の減額についての説明をお願いします。以上です。

（６番 田代哲郎君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは田代議員の御質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療広域連合負担金、今回の補正で３３８万５,０００円の減額をお願いしております。これにつきましては、歳入のところで保険基盤安定繰入金、同額の３３８万５,０００円を減額しております。保険基盤安定繰入金というのは、保険基盤安定制度によりまして、低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する制度でございます。県が４分の３、町が４分の１を負担するという中で、これが毎年１０月２０日をもって、４月１日の賦課状況によって、保険料の軽減分を確定させます。当初の予算を計上させていただいたときには見込みでやっておりますが、このたび県のほうから保険基盤安定交付金のほうが確定して、３３８万５,０００円減額をされております。ですので、そ

の分後期高齢者医療広域連合負担金のほうも、それに伴って減額されるというわけでございます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第１１５号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第１１５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１５号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日１５日を休会とし、１６日午前９時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これをもって散会します。

（午前１１時１３分）